

## ○公立大学法人福岡女子大学受託研究規則

法人規則第 33 号

平成 19 年 10 月 18 日

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、公立大学法人福岡女子大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第 2 条** この規則において「受託研究」とは、学外からの委託を受けて本学の教員が職務として行う研究で、これに要する経費を委託しようとする者が負担するものをいう。

(委託の申込み)

**第 3 条** 受託研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（様式第 1 号）を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

**第 4 条** 理事長は、前条の申込みがあった場合には、当該受託研究の内容が本学の教育研究上有意義であり、かつ、業務遂行上支障がないと認められるときに限り、受入れの決定を行うものとする。

2 前項の規定により受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入通知書（様式第 2 号）により委託者にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

**第 5 条** 理事長は、前条第 2 項の通知を行ったときは、次に掲げる事項について委託者と受託研究に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結するものとする。

(1) 受託研究の目的及び内容

(2) 受託研究に要する経費（以下「研究費」という。）

(3) 受託研究の実施期間

(4) 第 6 条第 3 項、第 7 条、第 8 条第 2 項、同条第 3 項、第 9 条、第 11 条及び第 12 条に規定する事項

(5) その他受託研究の実施に関し必要な事項

2 理事長は、委託者が希望する場合は、複数年度契約を締結することができるものとする。

(研究費)

**第 6 条** 委託者は、当該受託研究遂行のため、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水費等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

2 間接経費は、学外機関等との学術研究提携等に伴う一般管理費受入に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日制定）の定めるところによるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の間接経費の取扱いは、受託契約書の定めるところによるものとする。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、その再委託により受託研究を行うことが明確なものを含む。以下同じ。）である場合

(2) 委託者が国以外であり、特に理事長が必要と認める場合

(3) 競争的資金による研究費のうち、当該受託研究に係る間接経費が措置されていない場合

(研究費の納入等)

**第 7 条** 委託者は、受託契約に定める研究費を原則として当該受託研究の開始前に納付しなければならない。この場合において、研究期間を複数期間に区分し、期間毎に当該期間に要する研究費を分割して前納することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、研究費を当該受託研究

の開始日以降に納付することができる。

- 3 受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、若しくはその期間を変更した場合において、研究費の額に不用が生じ、かつ、委託者から請求があった場合は、不用となった額の範囲内において、当該委託者との協議によりその全部又は一部を返還するものとする。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として研究費は返還しない。

(受託研究の中止等)

**第 8 条** 受託研究を実施する者（以下「研究担当者」という。）は、当該受託研究を中止し、又は受託研究の期間を延長する必要があるときは、直ちに理事長にその旨を報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、又は受託研究の期間を延長することができる。この場合において、理事長は委託者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の中止又は期間の延長により委託者に生じた損害については、本学は賠償の責を負わないものとする。

(設備備品等の帰属)

**第 9 条** 研究費により取得した設備備品等は、本学に帰属するものとする。ただし、委託者が国の機関若しくは政府関係機関又は地方公共団体の機関であるときは、設備備品等の全部又は一部を返還することができる。

(受託研究の完了)

**第 10 条** 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、理事長にその旨を報告するとともに、当該受託研究実施中に得られた研究成果について報告書を取りまとめ、委託者に通知するものとする。

(研究成果の公表)

**第 11 条** 研究担当者は、原則として受託研究による研究成果を公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、第 13 条に規定する秘密保持の義務を遵守し、かつ、知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、本学と委託者と協議の上、定めるものとする。

(知的財産の取扱い)

**第 12 条** 受託研究の実施に伴い創出された知的財産の取扱いは、公立大学法人福岡女子大学知的財産の取扱いに関する規則（平成 19 年法人規則第 35 号）に規定するもののほか、本学と委託者の協議に基づく別の定めによるものとする。

(秘密の保持)

**第 13 条** 理事長及び委託者は、受託契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た秘密情報について、あらかじめ協議の上、その取扱いを定めることができるものとする。

- 2 研究担当者等で前項に定める秘密情報を知り得た者は、必要な期間中、秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

**第 14 条** この規則に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 福岡女子大学における研究の委託の受入れに関する内規（平成元年内規）は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

受託研究申込書

年 月 日

公立大学法人福岡女子大学理事長 様

住 所  
（法人の場合は所在地）  
氏 名 ㊟  
（法人の場合は法人名及び代表者名）

公立大学法人福岡女子大学受託研究規則第3条の規定に基づき、下記のとおり研究の委託を申し込みます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究担当者（学部学科名、職名及び氏名）
- 4 研究期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 研究費  
円
- 6 その他

様式第2号（第4条第2号関係）

## 受託研究受入通知書

年 月 日

委託者氏名 様

公立大学法人福岡女子大学理事長

日頃から、本学の教育研究につきまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、 年 月 日付けでお申し込みいただきました下記受託研究につきましては、受け入れさせていただくことに決定しましたので、ご通知申し上げます。

### 記

1 研究題目

2 研究担当者（学部学科名、職名及び氏名）

3 研究期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究費

円

5 その他